

納税環境整備関係

電子帳簿保存法の改正 (電子取引データの保存について)

1 はじめに

インターネットを利用した経済活動の進展に伴い、会計業務においても電子化の普及による効率化及び記帳水準の向上等を図るため、令和3年度税制改正において電子帳簿保存法の改正が行われた。ここでは、令和4年1月1日より施行された同法のうち「電子取引データの保存」について概説する。

2 改正内容

(1) 制度の概要

所得税法や法人税法では相手方が交付した請求書・領収書・契約書・見積書などの書類又は相手方に発行したこれらの書類の写しの保存義務があるが、近年は書類のペーパレス化により、書面を交付しない電子取引が普及している。

こうした実情から、令和4年1月1日以後にこれらの書類を電子データで送付・受領した場合には、その電子データを一定の要件の下で保存することが義務化された(電帳法7)。

(2) 保存対象となる電子データ

保存対象となる情報は、電子取引の取引情報であり(電帳法2⑤)、EDI取引、インターネット等による取引、電子メールによる取引(添付ファイルを含む)、WEBサイト上での取引が含まれる(電帳通2-2)。

(3) 保存方法等

① 改ざん防止措置

電子取引を行った事業者は、改ざん防止のため、次の(イ)から(ハ)のいずれかの措置を講じなければならない(電帳規4①)。

(イ) 電子データにタイムスタンプを付す。なお、タイムスタンプは業務の処理に係る通常の間(最長2か月)後速やか(概ね7営業日以内)に付すこととされている(電帳通7-2, 同7-3)。

(ロ) 訂正・削除の履歴が残るシステムを導入する。

(ハ) 改ざん防止のための事務処理規程の整備をする。

② 可視性の確保

事業者はディスプレイ、プリンタ等を備え付けなければならない。

③ 検索機能の確保

日付・金額・取引先で検索できるように索引簿を作成し又はデータに規則的なファイル名を設定する。なお、消費税法第9条の小規模事業者に係る納税義務の免除の課税期間に係る基準期間における売上高が1,000万円以下の事業者は、データのダウンロードが可能であれば当該要件は不要である。

(4) 出力書面等保存措置の廃止

電子取引の取引情報に係る電子データについて、出力書面による保存措置(旧電帳法10ただし書, 旧電帳規8②③)は廃止された。よって改正法施行日以

後は電子取引の出力書面は帳簿の保存要件を満たさない。

3 出力書面保存措置廃止の宥恕措置

令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に行われた電子取引データは、保存要件にしたがって保存できなかったことについてやむを得ない事情がある場合には、引き続きその出力書面による保存が可能である(電帳法改正省令附則2条関係)。

4 おわりに

電気や通信などの事業者や通販サイト、カード会社などでは、明細や領収書等は電子データで対応するケースが多くなっている。

こうした電子取引データは、すべての法人及び個人事業者について例外なく保存義務が課され、書面出力による保存は認められない。未整備の事業者は前記宥恕措置期間内にPCやサーバーの準備並びに保存方法等を確立する必要がある。

中小零細事業者については、上記2(3)①(ハ)の事務処理規程を作成した上で、同②の可視性及び同③検索機能の整備での対応が最も簡便でコストがかからないであろう。

〔 右山研究グループ
税理士 山邊 洋 〕